

# 三重県市町村合併支援方針

平成13年12月14日  
三重県市町村合併支援本部

## 第1 市町村合併支援の必要性

三重県市町村合併支援本部（以下「支援本部」という。）は、本県における市町村合併を県の各部局・関係機関が一体となって支援するため、知事を本部長として5月10日に設置されたものである。これに引き続き、5月11日から21日にかけて、各県民局ごとにも三重県市町村合併支援地方本部を設置し、地域においても総合的な支援が行えるよう体制を整備しているところである。

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方自治体は自主的・主体的に自らの行政を行うことができる新時代にふさわしい地方自治の実現に向かって着実に進みだしたところである。自己決定・自己責任という地方分権の原則の下で、地方自治体には、地域の個性を活かした主体的な施策を積極的に展開していくことが求められている。そのためには、住民に最も身近な総合行政主体である市町村の行財政基盤を強化することが不可欠であり、その規模・能力を強化するために、市町村合併は有効な手法である。

したがって、三重県としては、地方分権の成果を活かし、基礎的自治体である市町村の行政サービスを維持・向上させていくために、市町村や地域住民が市町村合併に主体的に取り組み、十分な議論が尽くされるよう気運を醸成するとともに、市町村合併に向けた取組や合併後の市町村の取組を積極的に支援し、市町村合併を推進していく必要がある。

支援本部としては、市町村合併について、県民への情報発信・啓発を進めるとともに、県の施策に関する各部局・関係機関の連携を図っていくことがその大きな使命である。

各部局・関係機関においては、この問題が地方自治体の重要課題であることを十分認識するとともに、支援本部の下で具体的かつ実効ある市町村合併の推進に向け取組み、県内における自主的・自立的な地域づくりに資するため、三重県市町村合併支援方針（以下「支援方針」という。）をとりまとめるものである。

## 第2 支援方針策定の基本的な考え方

### 1 趣旨

支援方針は、支援本部としての基本的な考え方をとりまとめ、これを県の各部局・関係機関が十分に認識したうえで積極的に市町村合併への取組を支援することにより、市町村の合併を促進し、個性と活力ある地域づくりを実現しようとするものである。

### 2 構成

支援方針は、市町村合併支援の基本的な方針、市町村合併の広報・啓発、市町村合併支援体制で構成する。

### 3 対象地域

上記 市町村合併支援の基本的な方針に基づく支援策は、原則として、次に掲げる市

町村を対象地域とする。

- (1) 県が重点支援地域に指定した市町村
- (2) 平成17年3月までに合併した市町村

### 第3 支援方針

#### 1 市町村合併支援の基本的な方針

市町村合併により、豊かで暮らしやすいまちづくりを行うためには、保健・福祉が充実した快適で安全・安心な生活環境を創造し、暮らしを支える社会基盤の整備や新しい時代に適応した産業の振興、次世代を担う教育の充実など様々な観点からの取組が必要となることから、対象地域においては、次の方針に基づき、各部局・関係機関が実効ある支援策を用意することとする。

- (1) 総合的なまちづくりのために必要となる合併前後の施策を円滑に実施するため、各行政分野におけるアドバイザーの紹介、職員の派遣など、人的な支援を行うこととする。
- (2) 合併前後のまちづくり事業に伴い必要となる財政需要について、財政支援を行うこととする。
- (3) 各種補助事業等において、優先採択や適用要件の緩和等の優遇措置を講ずることとする。
- (4) 道路その他の社会基盤について、重点的な投資を行うこととする。
- (5) その他各種行政サービスの維持・向上等を図るために、各施策において特別な措置又は配慮を行うこととする。

#### 2 市町村合併の広報・啓発

市町村合併を推進するにあたっては、住民や市町村の主体的な取組が不可欠であり、そのメリットや必要性についてテーマをわかりやすく設定し、県民の理解を一層深めていくことが極めて重要である。このため、各部局・関係機関が連携・協力して市町村合併の広報・啓発に取り組むものとする。

特に、平成13年度においては、10月～12月を「市町村合併広報強化期間」とし、下記の方法により、積極的な広報を行っているところである。

##### (1) 「市町村合併を考える」シンポジウムの開催

市長会、町村会、三重県地方自治研究センター等と共催で、県内9会場において、シンポジウムを開催する。

##### (2) 市町村合併の広報・啓発

各種広報媒体による広報・啓発

ア 市町村合併の意義・必要性・メリット

イ 合併特例法の改正内容

ウ 支援本部における取組

エ 全国リレーシンポジウム（8月5日開催）における議論の概要

等について、県広報紙、ビデオ、CATV、ホームページ、パンフレットなどの各種

広報媒体を活用した広報を実施する。

### 3 市町村合併支援体制

#### (1) 三重県市町村合併支援本部及び地方本部

本県における市町村合併を県の各部局・関係機関が一体となって支援するため、三重県市町村合併支援本部及び地方本部を設置しているところである。

地方本部は、市町村建設計画の策定などにあたり、地域の重要事業について検討、調整したうえで、当該事業を所管する各部局・関係機関と協議を行い、支援策の実現を図るものとする。

支援本部及び地方本部は、必要に応じ、支援策の実施状況について、各部局・関係機関に報告を求め、支援策のフォローアップを行うこととする。

#### (2) 市町村合併相談窓口

啓発資料の配布、閲覧等による一般住民への市町村合併の啓発とともに、支援方針の紹介やその具体化についての相談、又は、市町村合併の進展に伴う施策に関する不安、懸念等についての相談等に対応するため、本庁及び各県民局に相談窓口を設置しているところである。

##### 本庁の窓口

本庁に次のとおり窓口を設け、啓発ビデオ、パンフレット等の啓発資料を備えている。

地域振興部市町村課 地方分権・広域行政推進室

059-224-2396 Fax 059-224-2219

##### インターネットを活用した窓口

三重県ホームページ (<http://www.pref.mie.jp/SHICHOS/plan/gappei/>) において、市町村合併に関する情報提供を行う。

合併に関する問い合わせ・相談をメール ([shichos@pref.mie.jp](mailto:shichos@pref.mie.jp)) により受け付ける。

##### 地域機関における窓口

各県民局企画調整部に窓口を設け、啓発ビデオ、パンフレット等の啓発資料を備えている。

北勢県民局	0593-52-0556
津地方県民局	059-223-5014
松阪地方県民局	0598-50-0503
南勢志摩県民局	0596-27-5115
伊賀県民局	0595-24-8006
紀北県民局	05972-3-3407
紀南県民局	05978-9-6105